

追加給付の対象となる基準生活費・加算等

- 基準生活費・加算等に係る追加給付の対象期間については、以下のとおり。
- 追加給付率については、+0.8%（H25.8～H26.3）、+1.6%（H26.4～H27.3）、+2.4%（H27.4～）。（※1）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
居宅の基準額（第1類、第2類）			H25.8～H30.9（※2）										
入院患者日用品費、救護施設等の基準額、介護施設入所者基本生活費													
期末一時扶助			H25.8～R8.3										
妊産婦加算、障害者加算（重度障害者加算、家族介護料、他人介護料を除く）、介護施設入所者加算、在宅患者加算、放射線障害者加算（H25.10以降に限る）、母子加算（入院患者等）、冬季加算（入院・介護施設）													
未成年者控除（20歳未満控除）													
冬季加算（居宅、救護施設等）			H25.8～H27.9（※2）										
母子加算（在宅者）			H25.8～H30.9（※2）										

※1 期末一時扶助の追加給付率については、+2.4%（H25.8～R8.3）。

※2 追加給付の対象期間は、基準生活費・加算ごとに、デフレ調整による影響が及んでいる期間。